

男女共同参画基本計画（第3次）に向けた論点（素案）
ーより多様な生き方を可能にする社会システムの実現についてー

1. 施策の推進状況

※ 男女共同参画基本計画及び監視・影響調査報告書のフォローアップ資料より要点を抜粋。

(1) 税制

(配偶者控除の見直し)

- ・平成 15 年度税制改正において、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分について廃止。
- ・平成 19 年 11 月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（政府税制調査会）が示される。

(2) 社会保障制度

(第3号被保険者制度の在り方の見直し)

- ・平成 20 年 4 月より、被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が納付した保険料は夫婦が共同して負担したものとみなして、夫婦が離婚した場合、第3号被保険者からの請求により、納付記録を2分の1に分割し、その記録に基づいて夫婦それぞれに老齢厚生年金の給付が行われる仕組みが導入された。

(パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大)

- ・「被用者年金一元化法案」については、平成 21 年 7 月、衆議院の解散に伴って廃案。

(遺族厚生年金の仕組みの在り方の検討)

- ・平成 19 年 4 月より、自らの保険料納付が給付に確実に反映される仕組みとするという観点から、本人の老齢厚生年金が全額受給されることを基本とし、改正前の制度で遺族となった場合に受給できる額と本人の老齢厚生年金との差額が遺族厚生年金として支給される仕組みとなった。

(年金制度におけるモデル世帯の在り方の検討)

- ・家族形態の多様化を踏まえ、平成 16 年の財政再計算の公表時から、片働き世帯だけでなく、単身世帯（男女別）や共働き世帯についても将来の年金給付水準等の見通しを示しており、平成 21 年財政検証関連資料においても、同様の見通しを示している。

(年金制度について)

- ・年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設。
- ・消費税を財源とする月額 7 万円の「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を平成 25 年までに成立させこととしており、今後具体的な制度設計を行うこととされている。

(3) 家族に関する法制の整備

- ・選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正については、法務大臣の諮問機関である法制審議会が平成8年2月に答申した内容を踏まえ、国民の意識の動向を見守りつつ、引き続き検討を進めている。

2. 男女共同参画基本計画（第3次）に向けた論点

(1) 基本的な認識

- 男女共同参画基本法は、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げている。
- 社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実には男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。
- 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会（家族を含む。）における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題。
- また、男女共同参画社会の形成には、男女が共に家族に関する責任を担えるようにしていくことが重要。
- 我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行うことが求められている。

(2) 今後の課題

(検討の視点)

- ◎ 女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し
 - ・女性の就業調整や非労働力化を促す可能性のある制度の見直し。
- ◎ 働き方の多様化への対応
 - ・女性は、育児等に伴う就業中断や就業形態の変化が生じやすく人生を通じた就業年数が短くなる傾向。
 - ・人生を通じた多様なライフスタイルの尊重と多様な働き方に中立的なライフスタイルの変化により影響を受けない制度の構築。
- ◎ 育児・介護などの家庭で担われている役割の経済的・社会的評価
- ◎ 家族形態の変化への対応
 - ・核家族化とともに、未婚・離婚の増加や高齢化の進展により単身世帯やひとり親世帯が増加。

- ◎ 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備。特に、資産状況の男女差に着目した配慮。
- ◎ 制度・慣行が男女に与える影響の違いを明らかにする調査研究等

(具体的施策の例)

① 税制

女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう検討する必要がある。特に、配偶者控除については、国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める必要がある。

② 社会保障制度

○ 年金制度については、これまでも、女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し、女性の働き方の変化を踏まえた制度への見直し、家族形態の変化に対応した制度への見直しといった観点から、以下ような指摘を行ってきたところ。

(指摘事項の例)

☆女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し

- ・第3号被保険者制度の在り方の検討

☆女性の働き方の変化を踏まえた制度への見直し

- ・パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大
- ・遺族年金の仕組みの在り方の検討

☆家族形態の変化に対応した制度への見直し

- ・年金制度におけるモデル世帯の在り方の検討
- ・老齢年金の加入期間の在り方の見直し

○ 今後創設が予定されている「所得比例年金」や「最低保障年金」の具体的な制度設計においては、これまで指摘してきた点も含め、新たな制度が男女の社会における活動の選択に中立的な制度となるよう検討する必要がある。

③ 家族に関する法制の整備

夫婦や家族のあり方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要。

(参考：平成21年11月26日 男女共同参画会議 有識者議員提出資料(資料1-2)(抜粋))

1. 民法改正(婚姻適齢、離婚後再婚禁止期間、選択的夫婦別氏、婚外氏差別の是正等)

- 法制審議会(平成8年に答申)、男女共同参画会議や専門調査会などで議論されてきた。現行法制下で結婚に際して支障を感じている者に対する選択肢の拡大や、子どもについての差別をなくすための改正が必要である。